

『JAセレモニー恵昇友の会』約款

(会員資格)

第1条 めぐみの農業協同組合の管内組合員及びその家族（原則として三親等以内の親族）が、本約款を承認の上、所定の手続きを完了した者のうち、JAが入会を適当と認めた者を会員とする。資格は本人に帰するものとし、他人への譲渡は認めない。

(申し込み及び入会金)

第2条 本会への入会を希望する者は、入会申込書及び入会申し込みにつき入会金2,000円（税込み）を添えてJA支店へ申し込みするものとし、本約款第6条・第7条による場合を除き入会金の返還は行わない。

(会員の特典)

第3条 入会日以降に会員及びその家族（原則として三親等以内の親族）の葬儀の申し込みがなされた場合、めぐみの農業協同組合「JAセレモニー恵昇苑」の祭壇セットプラン料金、及び葬祭ホール使用料を割引くこととする。また、関市総合斎苑わかくさ並びに岐北斎苑を使用した場合は祭壇セットプラン料金を割引くこととする。

2. その他、取扱要領に基づく特典を受けることができる。

3. めぐみの農業協同組合「JAセレモニー恵昇苑」が主催するイベントの優先的案内を行う。

4. 一つの葬儀については、複数会員の特典を重複して受けることは出来ない。

(会員資格の消失)

第4条 会員が死亡したとき。

2. 会員は入会申込書に虚偽の記載をしていたことが判明したときにその資格を失う。

(会員情報の管理)

第5条 会員情報は第3者への提供は行わない、また会員情報は個人情報保護法に基づき厳重管理とする。

(クーリングオフ)

第6条 本会への入会申込者は、入会当日を含め8日以内において、JAに対して入会申し込みを撤回することができる。この場合、JAは既に納入された入会金を遅延なく全額返還する。

但し、「会員証」が発行されていた場合には、その「会員証」の返還と引き換えに入会金の返金を行うものとする。

(葬儀の施行)

第7条 葬儀施行の申し込みが多数重複した場合及び災害等特殊な事情により葬儀施行が困難と想定されるときは、葬儀の施行が出来ない場合がある。

(その他)

第8条 この約款は予告なく改定することがあるが、その場合は、当組合ウェブサイトに記載し会員に公表するものとする。

附 則

(実施日)

1. この約款は平成17年12月1日に制定する。
2. 令和3年6月1日一部改定する。
3. 令和7年4月1日一部改訂する。